

改正電子帳簿保存法 対応セミナー



電子帳簿保存法は令和3年度税制改正において大幅な要件緩和がなされた一方、「電子取引に係る電子データ保存」が義務化されています。この電子データ保存の義務化については令和5年度税制改正において新たな猶予措置が設けられましたが、書面での保存は廃止され電子データの保存への対応は必要になることから、早急に準備を進めておく必要があります。このセミナーでは、改正電子帳簿保存法についての概要から対応方法まで分かりやすく解説いたします。ぜひこの機会にご参加ください。

講座内容

1. 電子帳簿保存法の概要
2. 電子帳簿保存法の要件について
3. 税制改正のポイント
4. 実務上のポイント

電帳法について詳しく知りたい方や、
どう対応して良いのかとお悩みの方へ
分かりやすく解説いたします！



講師

塩野貴之税理士事務所 代表
STコンサルティング合同会社 代表

しおの たかゆき

塩野 貴之 氏



上智大学卒業後、旭硝子（現・AGC）株式会社と中堅商社の経理部門において決算早期化・子会社管理・上場準備・原価計算・管理部門の仕組み作り・M&A業務等の各種業務に従事。独立後は20年以上の上場企業勤務の経験を活かし、業務改善を通じて顧問先の業績向上をサポートするなど、中小企業のお金を守り社長を支える「社外参謀」として活動中。難しい専門用語をできるだけ使わず、相手の立場に立った分かりやすい説明には定評があり、現在の顧問先は個人事業主から上場企業まで多岐にわたっている。

日時

2月21日（水）13:30～15:30

会場

鹿屋商工会議所 会議室

受講料

当所会員：無料 非会員：1,100円（税込）

定員

20名（先着順）

申込／お問合せ先

鹿屋商工会議所

TEL：0994-42-3135

中小企業振興部 振興課

TEL：0994-40-3015

（切り取らずにそのままFAXにて送信してください）

主催：鹿屋商工会議所 中小企業振興部 振興課 行き FAX：0994-40-3015

事業所名		TEL	
所在地	〒	従業員数	名 ※役員、パート、アルバイトを除く
業種 【該当箇所○】	1. 鉱業 2. 建設業 3. 製造業 4. 卸売 5. 小売 6. 飲食店 7. 金融・保険 8. 不動産 9. 運輸・通信 10. 電気・ガス・水道・熱供給 11. サービス業 12. その他（ ）		
フリガナ		フリガナ	
受講者名		受講者名	

※申込書にご記入頂きました個人情報は、適切な管理を図り、参加者名簿の作成および本セミナーに関する連絡の目的のみに使用します。